

第五十一回国会 商工委員会 議 録 第十二号

昭和四十一年三月八日(火曜日)
午前十時三十二分開議

出席委員

- 委員長 天野 公義君
理事 小川 平二君 理事 河本 敏夫君
理事 田中 榮一君 理事 板川 正吾君
理事 中村 重光君
理事 内田 常雄君 小笠 公昭君
理事 小沢 辰男君 神田 博君
理事 小宮 重助君 田中 六助君
理事 中村 幸八君 二階堂 進君
理事 三原 朝雄君 星田 健行君
理事 石野 久男君 沢田 政治君
理事 島口重次郎君 田原 春次君
理事 山崎 始男君 栗山 礼行君

出席政府委員

- 公正取引委員会
委員長 北島 武雄君
総理事務官 竹中喜満太君
(公正取引委員) 通商産業事務次官 進藤 一馬君
通商産業事務官 吉光 久君
(大臣官房長事務代理) 通商産業事務官 川出 千速君
(重工業局長) 通商産業事務官 伊藤 三郎君
(軽工業局長) 通商産業事務官 山本 重信君
中小企業庁長官 影山 衛司君
中小企業庁次長

委員外の出席者

- 総理事務官 矢野 智雄君
(経済企画庁国民生生活局参事)

三月七日
昭和四十一年度中国貿易展覧会の北九州市開催

第一類第九号 商工委員会議録第十二号 昭和四十一年三月八日

に関する陳情書外三件(福江市議会議長虎島和夫外三名)(第一七〇号)
インドネシア向輸出保険停止に対する緊急措置に関する陳情書(大阪市北区堂島浜通り一関西経済連合会長阿部孝次郎)(第二二四号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

○天野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 公取委員長の御見解をただしたいと思いますが、御承知のとおり、ことは合併の年だといわれております。昨年は不況カルテルというものがきわめて活発に行なわれたというところとばが適当かどうかはわかりませんが、相当な不況カルテルが行なわれた。ことはそういうことで合併、集中の年であるといわれております。

そこで考えてみなければならぬことは、企業の動向というものはどういう方向にあるかというところ、生産調整の域を越えて、そこで企業の合併であるとか、あるいは企業の提携あるいはグループ化、それから企業の自主的判斷というものもありましようけれども、主として政府が積極的な指導を行なう、そうした合併あるいは提携というものが行なわれておる、こう思うわけです。そのことで、問題の勧告等に対しては、政府と公取の見解というものは同一ではないというような形も実はあらわれておるわけです。そうした企

業合併の年といわれるこの段階において公取はどうかという態度で対処しようとしておられるのか、基本的な方針をひとつこの際伺っておきたいと思ひます。

○北島政府委員 昭和四十一年は企業合併の年であるというふうな話がいふ出ております。ただ件数といつたしましては、どういふことになりましようか、昭和三十八年度が九百九十七件で、約千件、それから昭和三十九年度が八百六十四件、それで四十年は大体三十九年度と同程度であらうと見込まれております。これが四十一年度になつてどうなるかという問題であります。あるいは件数としてはそう大きな伸びはないかもしれませんが、この一、二年とまつておりました比較規模の大きい企業の合併というものが行なわれるのじゃないか、こういう予測がいたされ

ます。その場合に公正取引委員会としてはどういふ態度をとるかという問題でございますが、私もは常に申しておるのですが、企業の合併というのを決して否定するものではない。たとえば不況カルテルの認可をします際には、構造的に欠陥のあるものについては、できるだけ早く構造を直してくだされ、そうしないといつても不況カルテルが長続きしますからということをお願いしております。それからそれはやはり業界の再編成ということも認めるという意味ではございまして、それからまた中小企業が経営の規模を拡大する、そういうための合併の必要のあることもありましよう。それからまたいわゆる国際競争力を強化するために合併するといふことの必要もあると思ひます。しかし合併といふものは、あくまでもやはり企業の自主的判斷でやるべきであるという感じがいたします。もちろんこれをリードする、官庁として指導することは、これは御指摘にもあつたけれども、あくまでも最後の責任は企業自体が判断して合併すべきである。しかも合併というものは

何でもかんでもメリットがあるわけではない。合併に伴うデメリットというものもあるわけですから、企業自体においてそういう合併のメリット、合併によるデメリットというものをよく判断して、最終的にはやはり企業が判断すべきである。その場合に合併の必要のあることも多からうと一応考えます。

ただ合併が進みまして私も最もおそれておりますのは、結局寡占化が進みまして、独占禁止法第十五条で禁止しておりますところの一定の取引分野における競争を実質的に制限することにならぬか、こういうことになることを一番おそれてゐるわけでありまして。もちろん直接そういうふうなことになる合併は独禁法で禁止いたしております。そういう合併は私どものほうで認めないわけでありまして。ただ、だんだん寡占の状態になつてくるということについて、現在の規定では、それを禁止する規定はないわけなんです。ないわけですが、寡占状態になりますと、えてして独禁法上問題になる事態も起こりやすい。価格協定も起こりやすければ、あるいはまた管理価格というような問題もある、そういう点もあるもので、公取として、そういう状態については厳重に監視しなければならぬ、こういう感じでございます。

○中村(重)委員 公取の考え方としては一応わかるわけなんです。しかし具体的な問題になつてくるとなかなかむずかしい。そこで問題は、公取の基本的な姿勢というものは、やはり独占禁止政策、そのことを十分踏まえて具体的な問題に対処していかなければならぬと思ひます。それで再編成といふことは必要であると思ひ、こういうことで、これは再編成の動向といふことをどう評価していくかといふようなことになつてくるのです。が、必ずしも企業合併がそのまま国際競争力に結びつくものだといふことは言えない。不況のてこ入れとして企業合併、集中というものは、いま積

極的に行なわれておるわけです。ところが景気の底入れといったような形が出てくる、不況を完全克服していかないけれども不況、というものが一応克服されるという見通しが立ったというような形になってまいりますと、いわゆる不況を越えてこととして進められている企業合併というものが、一応そこでダウンするというような形が出てこないとは言えない。そういうことで政府は必ずしも不況であるから合併をするということよりも、国際競争力を強化していくという形で積極的な指導が行なわれておるだろうと私は思う。しかし国際競争力を強化するからということで企業合併をどんどん進めていく、そういう場合に公取がこれはやむを得ないことだという形で進めてくるということになってくると、いわゆる独占禁止政策というものとぶつかってくるという形が必ず出てくる、私はこう思うわけです。そういったような関係から、従来公取が多数の企業合併というものを認めてきた。それがどういう結果を生んでおるのか。そのことを十分実績を見きわめながら企業合併の可否を公取の立場からはきめていかなければならぬのではなからうか、こう思うわけです。従来、三菱三重工の合併が行なわれ、その他いまだ委員長からお答えがございましたような多数の合併が行なわれておる。具体的な問題としていままで公取が認めてきたいわゆる企業合併というものが、その方向に一つの成果としてあらわれておるのかどうか、そこらあたりを——これは具体的なすべての例を同うわけにはまいりませんが、二、三でもけっこうであります、三菱三重工の合併その他公取として認めてこられた二、三の合併の実績というものを同うことができれば参考になると思うのですが、どうなんですか。

○北島政府委員 合併の実績、どうした場合に合併を認めたかという御趣旨のように解釈してお答えしてよろしいでしょうか。——合併はあくまでも、結局公正取引委員会といたしましては独禁法十五条が基準になるわけです。そのために企業の合理化ができるかどうかということは、私ども

もとしては実際直接はタッチすることができないわけで、当事者が合併をしたいと言ってきた場合に、出がありました場合に、それがはたして「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」であるか、あるいはまた「不公平な取引方法によるものである場合」であるのか、この二点についての調査に公正取引委員会としては限られるわけです。その点まず御了承いただきたいと思ひます。その二点に該当しなれば独占禁止法では合併、集中は許されるわけでありま。その他私どももいたしましては、いろいろ外部から見まして、この合併はたしてメリットがそう多い合併かどうかというのを疑いを持つ場合もあります。しかし、それについて私どもでどうこう言うことはできない、こう思っております。

そこで、「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」、すなわち当該業界を支配するような状態になるかどうかという基準でございまして、これにつきましては大体市場の占拠率、合併によってシェアがどのくらいになるかということがまず一つの問題になるわけでありま。その点については二五％から三〇％ぐらいのところが一応の危険点であらう。何も明らかにな線ではございせん。一応その線になると問題が多いという考え方でございまして。ただし、もちろんそれ以下のシェアでありましても、他の業界なり業者が零細業者ばかりであって、そのためにその合併によって、いままった程度にならないものでも、「競争を実質的に制限することとなる場合」もあり得るわけです。そういう場合には、シェアがその程度にならなくても、これは独禁法に触れるわけでありま。一方また、シェアがその程度以上、二五％とか三〇％以上になりましても、競争会社の状態がまずございまして。一体他にどういふ競争会社があるか、それからまた当該合併会社が取引する相手方はどういふものであるか、それから当該業界というのは新規の企業が入りやすい業界であるかどうか、あるいは代替品と

の関係も考えなければならぬ。それからまた輸入品との競争という点も頭に入れまして、総合的な判断をいたしまして、その合併が「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」かどうかという判断を下すことになるわけでありま。これにつきましては、従来問題になりましては、ただいまお話しした三菱三重工、この場合には公聴会にまでかけまして各界の意見を聴取し、結局これは、他に重要な力のある競争相手がおるといふようなこと、それから注文生産であつて相当限られていふようなことなど総合的に判断して、「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」にはならないと解釈したわけでありま。

そのほかの例といたしましては、たとえば雪印乳業とクロバー乳業との合併、それから昭和三十三年ごろの、製紙メーカーの使う抄紙機に用いる金網を生産しておる金網会社の二つの合併問題、これは非常にシェアが大きかつたわけですが、相手方が非常に強大な製紙メーカーであるために金網会社が独占的な力をふるうことができないといふふうな解釈をしてオーケーを与えたわけでありま。そんなふうなあらゆる基準を考えまして、そうして総合的に判断して、はたしてその合併が「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」かどうかというのを判断しておるわけでございます。

○中村(審)委員 私はこの三菱三重工の合併のときも、渡邊委員長のとくだったと思うのですが、合併を認めるという場合は積極的な意義を見出さなければいけない。ただ、一つの占拠率というものの、いま委員長もお答えになったような一つの基準というものはあるわけですね。それを出ない場合、そういうことではなくて、この合併は何を目的に合併をしようとしておるか、そこでその合併によつてもたらされる影響というものはどういふことになるであらうか、それはただ単に市場の占拠率の問題ということだけでなくて、やはりそのことが系列化されている中小企業に対し、あるい

は労働者に、あるいはまた地域社会の上になんという影響をもたらしてくるのであるか、そういったようなあらゆる角度から検討して合併というものを認めていくという態度でなければならぬのではなからうか、そういうことを主張したわけでありま。いままで幾多の合併のケースがあり、それがどういふ方向に進められておるかということ、私どもは見えておるのですが、必ずしもその合併が企業の体質改善に大きく役立ったということとは考えられない。しいて言うならば、労働者に対するところの犠牲を強く要求してくる、そういうことが非常に表面にあらわれておるというふうな感じをどうしても見落とすことができない、こう思っております。

そこで、そういたたいろいろな問題をここで取り上げてみますと非常に参考になる点も出てくるかと思ひますが、時間の関係もございまして、きょうはそういうことは触れられせん。ただ、従来の合併というものは、大企業間の、三菱三重工のような、ただいま私が申し上げましたような形の合併という点もありましようが、そうでなくて、主として不況の中で経営が非常に困難になつたといふような弱い企業を大企業が吸収合併するといった形が非常に多かつたと思ひます。ところが、最近の合併には大規模企業間の合併というものが多く出てきているわけですね。大体そういう方向にいまあるようです。そうなつてくると、先ほど委員長がお答えになりましたような寡占体制というものになることはどうしても避けられないと思ひます。寡占体制になることに対しては、私どもは管理価格の問題その他によつてその弊害というものを強く主張しておるわけですね。ところが通産省は、この寡占体制というものは健全な競争力をむしろ強化することになるのだ、こういう見解をとつておるのを見受けております。そこで公取の判断ですが、公取はこの寡占体制になるということは健全な競争力をむしろ強めてくるといふように考えておられるのか、まずこの点に対するあなたの考え方というものを聞かしてい

ただきたい。

○北島政府委員 これはたいへんむずかしい問題でございます。公正取引委員会といたしましては、現在の合併に対する態度をいたしましては、独占禁止法十五条あるのみでございます。あくまでもそれが基準になるわけでございまして、先ほどお話のございました、合併による国民経済それから地域経済への影響、それから労働問題に対する影響など、いろいろ総合的に考えたかどうかというお話でございますが、これは私どものほうの独占禁止法の立場からいいますと、ちやうど承りいただいたかと思ひます。あくまでもその合併が独占になるかどうか、独占になるおそれがあるかどうか、こういうことでございまして、お話のように、だんだん合併が進んでまいりますと寡占体制になっていく傾向にあることは事実でございます。これに対しては学者の間でもいろいろ意見がございまして、シュンペーター氏などは寡占を呼ぶという説もあります。学説としてはいろいろあるかと思ひます。かえってまた寡占のほうが競争が激しいんだという説をとる方もあります。それに対して公正取引委員会としては、私、まだここでちょっと申し上げにくいのでありますが、しかし、いわば寡占状態になりますと、企業界における競争というものは減殺されるおそれは多分にあるんじゃないか、一方またその反面むだな競争も行なわれやすい、これはごらんのとおりであります。たとえばビール関係あたりは猛烈な競争をやっております。これは、いわば寡占があつたがためにむだな競争の中にはあり得る。しかしその中に有効な競争もあるんじゃないかという説もあるわけですが、この点については、学者その他識者の御判断にまかせざるほかないわけでありまして、えてしてやはり競争条件の問題を起こすことが多いいのではないかという感じがいたします。管理価格の問題などはやはり寡占状態から出てくるわけでありまして、寡占になれば勢い管理価格というものが起こりやすい。それはやはり競争条件にど

こか欠けたところがあるのじゃないだろうか、こういうふうには私どもは判断いたしておるわけでありまして。

○中村(重)委員 委員長から先ほどお答えがありましたように、独占禁止法十五条というものがあつたわけですね。それには、一定の取引分野の競争を質的に制限することになる場合は、これは認めてはならない、こういうことになるのかと思ひます。しかし寡占体制というようなものが確かに管理価格を生み出すという事実があるということ、これは、委員長もお認めになっておる、しかしそうでもない場合もある、こういうことでございまして、けれども、どうしても寡占体制になってくると、必然的に管理体制を生み出すことは、私は避けられないと思ひます。したがって、公取としては合併を認めてきたというならば、その合併が管理体制を生み出していかどうかということ、これは、やはり認めたという責任もあるわけなんです。から、それを十分監視していくという態度がなければならぬと思ひます。私がいま申し上げた地域経済の問題であるとか、あるいは中小企業その他国民全般に関係するいろいろな影響というものがあつておるということを指摘をいたしました。が、まあ公取としてちやうど外になるような点もある、こういうことなんです。私はそれはそれなりに認めます。しかし、少なくとも現在の経済情勢下における公取に対する期待も非常に大きいと思ひます。したがってまた、公取自体といたしまして十分慎重な配慮というものがなければならぬ。合併を認める場合、あるいはこれを認めない場合、そのいずれの場合もそうだと思うのであります。したがって、先ほど申し上げましたように、これを認めた場合において、管理体制というものが非常に強められてきているのではないかと、このことを監視することにならなければならぬと思ひます。しかし合併は認められた、やはり管理体制に一つの弊害というものも出ておると思ひます。ありますけれども、今日まで公取がそういう問題にどう対処してきたのか、私どもはそれをつまび

らかではありませぬけれども、いつも私も私が主張する管理価格という問題に對しまして、公取の指摘した事例というのはわりあい少ないのではないかと。それはどういふところに原因があるのか。人的な問題もあるであらうし、あるいは、そういう管理価格といったような問題に對しまして、その事実を発見する、これに接近するといったようなかまえていふのか、そういったところが欠けているという点もあるのではないかと。思ひます。だからして、実際問題として公取が合併を認めてきた、一つの管理体制というものがどうしても強化されて、管理価格というものが事実上出ておるのであらうけれども、それが比較的に発見されないという原因はどこにあるのか。実際公取としていろいろ問題にぶつかつておると思ひますから、そういう具体的な点をひとつこの際聞かしていただきたいと思います。

○北島政府委員 管理価格の調査は、実は最近しておらないのでありますが、これは全く手不足の関係でございまして。手不足のためにできないということとは非常に申しわけないことでございまして、三十八年度以降公正取引委員会といたしまして、十品目については精密調査を完了いたしました。そのうち二品目については精密調査を行ない、そのうち一品目については精密調査を完了いたしました。が、たまたまそこへもつてきて、昨年から不況でもつて不況カルテルの事務が急にふえてまいりました。それで管理価格の調査を担当しておる課が不況カルテルの事務に忙殺されて、実は管理価格の調査をする余裕がなかったというのが実情でございます。その点につきましては、私どもまことに反省しておるわけであります。来年度においてはぜひひとつ管理価格の調査を充実するために、人を相当程度ふやしたいということでも予算要求いたしました。大体来年度五人程度あらためて管理価格の調査のために向けることができる見込みでございます。こういう体制を整えまして、一方合併につきましましては、独占禁止法十五条の要

件に触れる、禁止要件に触れる場合は別でございますが、十五条に触れない場合は、合併はやむを得ないということになるわけでございまして、その場合に、寡占的な傾向になっていくときに、その管理価格の調査をひとつ十分やうていき、その面からの牽制をやつていきたい。寡占体制になりますと、えてして業者間の協調が行なわれやすくなります。それから大きな力を背景にして、市場価格を支配しがちのような傾向が出てまいりますから、そういう点について実態を十分調査してチェックしたい。そしてそれがもし価格協定などの方法によるならばこれは独占禁止法違反ではないか。それからあるいはまた、末端の販売店に対して、再販売価格の維持行為などをしているようなことがあれば、これはまた取り締まらう、そういうような面でも十分管理価格の実態を調査していく必要があるかと思ひます。

○中村(重)委員 あなたが委員長になられて取り組まれて、いろいろと感じられるところもあるんじゃないか。かつて新聞販売事件というのが相当期待された。ところが、うやむやになつてしまつたというふうな事例も実はあるわけでありまして。それで、審査方法とか立証方法というふうな点にも私は問題があるのではないかと思ひます。必ずしも人が少ないということばかりに、そういう業者間協定、価格協定というものを指摘する機会がなかったというところは言えないのではないかと思ひます。やはりそういう従来のいき方というものを、何か検討を加えて、新機軸を出すということになりますか、そういうことがなければならぬのではないかと。そういうことを私は感じます。いろいろと検討しておられると思うのですが、従来のあり方がどうであつたか、この重要な段階にあたつて、公取は機構改革あるいは人をふやすという問題と関連をして、これから先の取り組みかまえていふものがなければならぬと思ひます。いまの御答弁の点でなくて、あなたが委員長になられて、従来の、いま私が触れました審査方法がどういうあり方であつたか、あるいは立証方法という

ところの問題はなかったのかどうか、そこらあたりをさくばらんにとつこの際聞かせ願つて、これから先の取り組みかまをひとつ明らかにしたいと思ひます。

○北島政府委員 審査方法には確かに改良を加える点が多かると思ひます。私もしろうとのことでよくわかりませんけれども……ただ、独禁法の価格協定は証拠がつかめない場合が往々にあるわけでありまして。私も税金の査察を昔いたしましたが、脱税のほうでございまして、これは必ず何か証拠があるわけでありまして。脱税する人は。ところが、価格協定違反の協定ならば電話一つでもできるということ、電話カルテル、それから、朝めし会でもって、ある程度相談してきめるということがある。速記録はない。そんな場合が多いのでございまして、私も公取に参りましてから、審査の方法というのはなかなかむずかしいな、証拠の立証方法に相当むずかしい点があることも、何かもつとくふうしたらいいんじゃないのか、こういう感じがするわけでありまして。もちろん独禁法違反として問題にする場合には証拠がなければ、これは裁判所へいっても負けますので、立証方法はがっちり固めなければなりません。それから独禁法違反について証拠について非常にむずかしい点があるというふうに私は感じるもので、この点はさらにみなと相談して、ペナランを集め、それから私もしろうとでございまして、しろうとなりにまた考え方もあるわけですから、ひとつ大いに知恵を持ち寄つて、審査方法について改良を加えていきたい、こう考えておるわけでありまして。率直に申しまして私は、審査の方法については相当問題があるという感じがいたしまして、今後大いに改善方法について検討いたしたいと思つております。

に戻つたといひますが、合併をされた企業と残つておるものもあるわけですか、その点を事務局からでもつけこうですがお聞かせ願ひたい。

○北島政府委員 事務局から御説明いたします。

○竹中(書)政府委員 過度経済力集中排除法で分割された会社は、古いことですから、私、多少記憶に間違いがあるかもしれませんが、私も、王子製紙株式会社、日本製鉄株式会社、三菱重工業株式会社、東洋製鐵株式会社、それから北海道酪農株式会社、帝国繊維株式会社、それから大日本ビール株式会社などであると思ひますが、そのうち、その後合併した会社は、北海道酪農株式会社、雪印乳業とクロートー乳業の二社になりましたが、これが合併いたしました。雪印乳業になっております。それから、帝国繊維株式会社、帝国製麻株式会社、中央繊維株式会社及び東邦レーヨン株式会社に分割されたが、そのうちの帝国製麻と中央繊維が合併をいたしまして帝国繊維株式会社となつております。それから、先ほどお話がありました三菱重工が合併いたしました三菱重工株式会社になつております。

○中村(書)委員 この残つた企業で合併を申請してきておる企業はいまありますか、あるいはそういう動きのある企業はありますか。

○竹中(書)政府委員 ただいまございましてけれども、当事者間でまだ外へ発表いたしておりませんので、私のほうにも正式の書類が出ておりませんので、内々話を聞いておりますので、ここで名前を申し上げるのはちよつといかかと思ひます。

○中村(書)委員 委員長のほうの考え方を聞かしていただきたいと思ひますが、この集排法も、これはいまお答えがございましたように、分割をされた。ところが、もうすでに戻つた企業、それからまた、合併をしようという動きもある、名前が言えない、こういうことでございまして、しつぱにそれをお尋ねしようと思ひません。独禁法も、大きな風穴をあけるというような、むしろこれを骨抜きにするような動きもある、こういうことで、もうどんどんもとに戻りつゝあるわけですね。ところが、この集中排除法によつて分割された企業というものは、これはあなたのほうで出しておられる資料を見ましても、相当な集中度というものがあつたわけですね。だからして、これをどんどんまた認めていくというものが私は出てくると思ひます。だからして、この集排法というものの対する委員長の考え方、聞かしていただきたいと思ひますが、こういう法律はまだ必要があるとお考えになつておるのか、もうそういう段階でないというようにお考えになつておられるのか。分割した企業がいまお答えがございましたように、そういう動きがあるというところになつてくると、具体的に私は出てくるであろう。そういう場合に、どういふかまえてこれに対処しようとお考えになつておられるのか、そこいらをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

に、従来この合併を認めてきた。その認めたことが實際どういふような影響というものがもたらされておるかというようなことを十分勘案しながら、やはりこの合併ということについては、きびしくもするしゆるやかにするといふような形にならなければならぬ。だからして、その点はあなたのほうに課せられた責任というものはきつめて重大である、こう私は申し上げておるわけですが、それが、集中排除法の問題にいたしまして、それがそれなりに必要であつたからこの法律が制定され、それによつて分割というものが行なわれてきた。だからして、これが事実上、法律はあるけれども、いまあなたが答えになつたような形で、またそれなりの影響というものが出てくると思ひます。だからして、十分慎重な態度をもつて取り組んでもらわなければならぬ、こう私は申し上げておるわけですが。

○北島政府委員 これは集中排除法によりまして分割された会社が再び合併するといふような場合には、特に注意をする必要があつたかと思ひますが、要は結局、独占禁止法十五条の規定に触れるか触れないかということが私どもの唯一の基準でございまして。かりにそれに該当しないことになれば、これはどうも私どもとしてはその合併についてはノーというわけにはいかないものであります。ただ、その場合、寡占状態になる。それについてはまた別の見地から、管理価格の調査なりあるいは常に監視を続けまして、独禁法違反の事実を起こすことがないかどうか、こういう点については十分注意しなければならぬと思ひますけれども、ただいまの独占にならないような合併、すなわち、独占禁止法十五条によつて「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」以外の合併は、これは私どもとしてはオーケーしなればならない、こう思つております。

○中村(書)委員 形式的なことになつてくるといふまああなたが答えになつたことになるわけですね。しかし、だから私は先ほど申し上げたように、

公取は二月一日であつたと思ひますが、セメント業界を一齐に臨検され、そうして本店であるとかあるいは営業所というものの立ち入り検査をおやりになつたようでございまして、おそらくこの審判が行なわれておるのではないかと思ひますが、現在の進行状態はどの程度まで進んでおるか、まずその経過、状況をちよつとお聞かせ願ひたい。

○北島政府委員 一月三十一日に審査開始いたしまして、二月二日、二月三日の両日、セメント協会、日本セメントの本社、あと約五十カ所を立ち入り検査いたしました。現在では参考人につきまして調査いたしております状況でございまして。まだ審判までには至りません。おそらくお若干の時日を要するかと思ひます。調査が完了いたしましたその上で、また公正取引委員会としては態度をきめたいと思

います。

○中村(重)委員 それはメーカーだけでですか。あるいは協会を対象にしておやりになっているのですか。

○北島政府委員 両方でございます。業者団体と業者両方調査いたします。

○中村(重)委員 そうすると、あなたのほうではもちろん、いまこうした一斉臨検をやる、そうして審査に着手するということになってくると、相当な事前の調査なんというものも行なわれたのだからと思うのですが、その影響というものがいかに大きいのかというところは、十分これはお考えになって取り組まれたわけでございますから、確信を持っておやりになっておられることは間違いないと思うのですが、その点どうなんですか。

○北島政府委員 私どもも独占禁止法違反の疑いの確信がなければ調査いたしません。

○中村(重)委員 そこで通産省経工業局長お見えですか。——あなたにお尋ねしますが、公取がセメント業界を一斉に立ち入り検査をやった。そしていまお答えがありましたようないわゆる事情聴取等が進められておられる。この二月一日であったと思うのですが、私はテレビを見ておったところがある。あなたの談話が出たんですね。そういう事実があるはずはないときっぱりあなたは——あなたの映像が出たけれども、そういうことを言われた。そして佐橋次官もこの公取のやった態度は納得できないと言ったというように、これを新聞で見ただけで記憶するのです。それであなたの考え方が、セメント業界に限ってそういうことをやるはずはない、こういうことをおっしゃられたあなたの真意はどうかあたりにあるんですか。まずその点をお聞かせ願いたい。

○伊藤政府委員 私は、実はそのテレビを見ておりませんので、どういふふうに私の言が伝わったのかわかりませんが、私は違反に對して、公取のほうで調査をされたあと、通産省の記者クラブでセメント業界の実情をレクチャアしてもらいたいという話がありまして、そのときにい

いる新聞記者の質問に答えたうちの一つをそういう報道をしたものと思いますが、そのときの記憶によりますと、通産省はそういう違反事実を知っておったのかという質問があったと思います。それに対して私が答えたのは、そういう違反事実についてはわれわれのほうは承知をしていないというのを答えたのでございまして、そういう違反があるはずはないというようなことを答えた記憶はございません。

○中村(重)委員 まああなたはそういうふうにお答えになったことではないと。ところが佐橋さんも、これは新聞に書いてある、公取のやつておる態度はどうも納得がいかないということをするね。どうも、私は報道機関というものはそういう根拠もないことを報道するはずはないと思う。やはりあなたのほうでそういうふうなことを受け取られるようなしやべり方をされたのではないかと、こう思うのです。少なくとも公取は、この経済界に重大な影響を及ぼすところの取り締まりに積極的になり出す、一斉臨検をするというからには、慎重な事前の調査というものがなされ、そしてそれなりの事情聴取が行なわれる。あるいは審査、審判という形に私は入っていく、こう思うのです。ところが、通産省がどうもそういう公取の取り組む態度に對して批判的な考え方があるのではないかと、こういうふうに見受けられる。それがいままあなたは、はっきりそういう事実はあるはずはないと明確に言ったのではないとこう言っておられるのだけれども、やはりそういうふうな考え方というものがどうしても批判的な形でことごととして出てくるのではないかと、こう思う。現在あなたはどうかお考えになっておられるのですか。

○伊藤政府委員 セメントの独禁法違反の問題につきましては、現在公取で調査中でございますので、その調査の結果にまつべきものであるというように考えております。

○中村(重)委員 それから北島委員長は参議院の予算委員会とかでこの問題に對する質問があったとき、通産省の不満はこれは新聞のゴシップ

ブだというふうにお答えになったということが伝えられておる。あなたのほんとうの考え方はどうなんですか、お気持ちは。

○北島政府委員 まあ私は新聞のゴシップというのはよくおもしろおかしく書かれますので、それをそのまま信用しておいたらとんでもないことになる。ああいう場合ああいうお話のうなことがあつたら、私のほうにそういうお話があると思うが、私のほうには全然ございせん、ああいうことを責任ある方がおっしゃったとは思えない、そういうふうにお申し上げたわけでありませう。

○中村(重)委員 次に再販価格の問題についてお尋ねしたいと思うのですが、最近公取は非常に積極的な態度をもって、たゞいま私が幾つかの事例をあげましたような問題に對しては、積極的に取り組みをしておられる。また再販価格の問題に對しても消費者の大きな期待にこたえて、これまたある人は公取は非常に高姿勢に転じたと言ふ人もあるわけですが、熱意を持って取り組んでおられるように、まあそういう点で敬意を表しておるわけですが、そこで北島委員長がこの物価問題懇談会に御出席になって、必要があるならば単独法としてこの再販を考へるということを語っておられるようでございますが、現在はどういうお考え方ですか。

○北島政府委員 私はそういうようなことを物価懇談会で申し上げたことがないように思います。記憶としては、ございせん。ただ再販価格維持行為、實際行なわれている維持行為というものの実態をよく調査いたしまして、そうしてもし必要があるならば、これはあるいは法律改正ということもあり得るかもしれませんけれども、ただいまのところはそこまでは考へておらないわけでありませう。現在わが国の再販価格維持契約の数が、ほかの国に比べて非常に少ない、これは極めてもの幸いなわけでありませう。他の国に比べては非常に少ないのであります。ただ現在行なわれている、私どもで認めている商品について、はたしてそれが現在まで独禁法の認めておる条件に

当てはまっているかどうかという点については、疑問のある商品もいろいろございませう。指定した当時、認めた当時においては自由な競争が行なわれておったけれども、現在はその状態がどうかというふうなことをもう一ぺん再検討する必要がある品目が多々ございませう。それから品目の分類等についてもいろいろ問題がある。それからさらに実際に再販価格維持行為が行なわれておる気配がある商品も相当ある。これについては実態をよく調査して、不正な取引方法に該當するものについてはどうし取り締まっていく、こういうふうな考へております。

○中村(重)委員 なるほど再販価格の指定というものはわずかに九品目ですね。その中で三品目が取り消しの方針を決定なさったのだらうと思うのですが、外国、特にドイツなんかは非常に多いわけですね。その他欧米諸国は非常に再販価格の指定も多いし、また規制も非常に強めつつある、こういうふうな情勢のようですね。まあしかし、あなたも衆議院の大蔵委員会でも武藤君の質問に對してお答えになっておられる。大体やみ再販というものが二兆円くらいになるのじゃないかということをおっしゃっておられる。そうすると、いま指定している品目は九品目である、だけれどもやみ再販というものがあつたのだ、こういうことになつてくると、いまあなたが答へになつたように、いわゆる単独法というものが必要であるかどうかということについては、まあたいしたことはないまいのだから、そこまで考へてない、こういうお答え。しかしやみ再販というものがあるという点と自体がたいへん問題だと思ふ。いまの指定の申請があつたということだけで、この再販価格の問題に對して取り組んでいく必要はないのであつて、指定の申請はなされてはいない、ないけれども、事実上の再販の維持というものの、契約というものが実はなされておる。だから、これをどうするの、どういふことでこれを取り締まらうか、といったならばよろしいのかということ等について、私は真剣にお取り組みにならなければならな

いのではない。そういうことで、いわゆる単独法というものが必要になってくることは、これは避けられない。むしろそういう形で取り組まれる必要があるのではない、こう思う。だからあなたは、その物価問題懇談会において、必要であるならば単独法の制定も辞さないのだとお話になっておられることが伝えられておられるのですが、そういうことはあなたはおっしゃるのかどうか知りません。しかし、あるなしは別にして、こういう事態に臨んで、あなたとしてはどういう態度で取り組まれるのか、また、いま私の質問によってこれをどうするかということをお考えになるのではない、もう相当検討しておられるのではないかと思いますから、まずその点に対してお答えをこの際明らかにしていただきたい。

○北島政府委員 衆議院の大蔵委員会武蔵さんから御質問がございまして、小売価格九兆のうち二兆がやみ再販じゃないかというお話がありまして、それはいささかオーバーと考えますと、私はお答えしております。ただ再販価格維持行為が行なわれやすい品目というように考えてみると、商品の種類からいって、一兆六千億ぐらいありそう。それは現在行なっておるものも入れます。行なわれやすい商標——行なわれやすいと申しますのは、商標制度が発達しておいて、そして品質が一様であることを容易に識別し得る商品、こういったものがその程度あるわけでございます。行なわれやすい、それが一兆六千億、その中で実際やみで行なわれているものも相当あると思われま。こういう点について、実態をよく調査してみ、それから私どもとしては態度をきめたい。何ぶんにも再販価格維持契約について、現在担当しているのは二人なのでござい。まことに貧弱な陣容でございます。幸い来年度再販価格維持契約を主として担当する課を一課創設いたしました、さらに五人の新規増員をもちまして、この問題に真剣に取り組ませるつもりでございます。私自身もまた取り組むつもりでございます。

再販価格維持行為で一番むずかしいのは、希望価格、推奨価格という、メーカーがこの程度で売ってほしいと言っておるが、その拘束はないといった場合のそれはどうするかという問題、その辺の実態が一番むずかしい。メーカーとしては別に拘束を加えてない、この程度で売ってもらいたい、その取り締まりをどうするかという問題があるわけでございます。これは欧州諸国でもだいたい苦勞をされているとは思いますが、そういう問題が確にある。この問題はもつとひとつメスを入れていかないと、なかなか解決できない、そう感じております。

○中村(重)委員 この再販価格の指定に対してのあなたの考え方をひとつ聞かしていただきたいと思うのですが、再販価格を指定するということの目的というのは、やはり商標あるいは品質の保証、消費者に対するサービス、消費者の利益を守るといふことに、この制度の本来の目的があるだろう、こう思う。ところが九品目をあなたのほうで指定をしておられる。指定をしたけれども、一社しかなく、あるいは事実上指定をしつぱなしというようになって、これが活用されていまいというふうなことで、取り消しになっておられるというところだ。再販制度というものを活用するといふ向きに対して、ほんとうに消費者の利益という形で再販指定というものを活用しておるのか、そうでなくて、むしろ価格を維持する、そして安くなる価格を下へささすといったようなこと、消費者の利益ということよりも企業自体の利益というところを中心にして、この再販制度というものを利用していかうというふうな傾向があるように見受けられるんですね。ですから、この再販制度というものは、その運用よろしきを得ないということになってくると、ある意味においては独占価格の形になって、その制度自体のねらいであることとは逆の方向にこの制度が利用される懸念なしというふうなように思っておる。だからあなた、外国はこうであるけれども、日本は非常に

少ない、そしてやみ再販みたいなものが実はあるというふうな具体的な問題に対処して、これからも相当私は申請が行なわれるだろうと思うのですが、あなたはこれに対してどういう態度で臨もうとお考えになっておられるか、まずその点に対しての考え方を聞かせていただきたい。

○北島政府委員 これは再販価格維持契約の本質いかんという問題になるわけですが、私はこれは消費者の利益のためよりも、むしろメーカーのためのものだと思います。究極においては消費者のためになるというのは、これはむしろ私はおためがかりのような気がするので、それは商標制度の発達に伴いまして、メーカーが直接自分でもって品質と価格について保証の責任を負う制度だといふふうに考えております。売っているのは小売店が売っているのではなく、メーカーが大きな力をもってその宣伝力と商標でもって売っておる。ですから価格が同じでないとぐあいが悪いというところでござい。ただその間に、同様な商品の間に自由な競争が行なわれているならば、メーカー同士競争が行なわれておるならば、消費者の利益は害されることはないであろうという推定でやっている。自由な競争が行なわれている。そうすると、いたずらに再販の最後の価格もそう高くできないわけです。そういう点で、再販価格維持契約が認められているわけであり。本質的には、結局それが消費者のためになるのだというこじつけではなくて、私はやはりメーカーの商標制度、のれんの尊重というものを目ざすものであって、しかも、こういう条件であるならば消費者の利益も害されないということであり。ただ現在の状況において、お前は、同じような指定申請が相当あるだろうが、それに対してどう対処するかというところに対しては、私どもとしては、現在のこの指定を定めるというつもりはございません。再検討して、むしろ縮小するようなかっこうへ持っていくきたい、こういう考え方でおります。

○中村(重)委員 森永とか、明治、雪印あるいは和光堂、これに対する再販価格維持行為が行なわれ、これに対しての審判をいまやっているのではない、かと思ふのですが、これらの経過、進行の状況をお聞かせ願いたい。

○北島政府委員 森永商事、明治商事につきましては、ともに昨年の十二月二十二日に勧告いたしました、が、この一月十四日に勧告を応諾しないという回答がありましたので、一月二十一日審判開始決定をいたしました。すでに明治、森永の二社につきましては、第一回の審判を二月二十二日にいたしました。これは冒頭陳述程度でございまして、あと第二回が、明治につきましては三月十日、森永商事につきましては三月十六日を予定しております。なお、和光堂につきましては、二月四日に勧告いたしました、二月十九日になりました。勧告を応諾しないという回答がございました。二月二十二日に審判開始決定をいたしました。第一回の審判は三月中に行なう予定でござい。ます。

○中村(重)委員 この上位三社のシェアはどの程度になっておりますか。

○北島政府委員 ただいまちょっと確かな資料がございませんので、しっかりと答えをいたしかねますが、大体この三社で七、八〇%ではなからうかという感じがござい。ます。

○中村(重)委員 私の調査では、大体明治と森永で七〇%程度、雪印が二〇%程度、大体上位三社で九〇%程度の占拠率であると思っております。ところが、この乳業のメーカー全体から出ているのかどうかかわかりませんが、再販の指定を行なうように要望書を提出しているということが伝えられておるのですが、そういう事実がありますか。

○北島政府委員 要望書が出ておるそうでございます。問題になりましたからあとで要望書が出たということであり。ます。

○中村(重)委員 先ほど再販指定というものを拡大する考え方はない、むしろこれを縮小しなけれ

うこと、それは共同施設でできるという解釈、それが一点。それから第二は、独禁法の二十四条で一応適用除外いたしまして、それから適用除外法

の第二条でさらにまた書いてあります。その場合に第二十四条のほうのただし書きでございませう。一定の取引分野における競争を実質的に制限することによって不当に価格をつり上げる場合はこの限りでない、その解釈がどうかという問題。これには二説あるわけございまして、私自身の考え方は、かりに協同組合が一般的には適用除外になつて、しかも協同組合の事業として共同施設として価格協定ができたとしても、もしそれが不当に高く価格が決定されて消費者の利益を不当に害する場合はこの限りでないという解釈でいけるのではないかと気がいたしておるわけでありませう。これについては部内にも議論が両論あるわけでありませう。

○中村(重)委員 中小企業庁長官はどういう見解ですか。

○山本(重)政府委員 協同組合によります価格協定は現在六百を超える組合が価格協定を実施しておりますが、現状でございまして、いろいろ問題がございまして、先般来通知を出しまして事前に届け出をするようにいたしております。また県ではそれが消費物資に関係がある、そしてまた適用範囲が果一円あるいはそれ以上の広域にわたるものにつきましては、事前に本省のほうに連絡をするようにという指導をいたしております。現にいままでにも若干のケースにつきましては、それぞれ物資所管の省と連絡をとりまして必要な修正の指導をいたしたりしております。相手の数が多いものですから必ずしも十分に行き届いておりませんけれども、行政指導の面で少なくとも結果において不当なつり上げ等の起こらないようにというつもりで努力いたしておる次第でございませう。

○中村(重)委員 これに私の考え方もあります。時間がございませう。それで公取とあなたのほうとはまず十分意見を交換をし、不当に消費者の利益を害するという行為はそれなりに取り締まっていかなければならない、同時に考えていかなければならぬことは、中小企業の中に非

常に苦しい経営状態の中にある、だからこの調整というものをやはり慎重に配慮して行なっていかなければならない、こう思うのです。だからしてその点に対しては十分ひとつ公取、中小企業庁との間で利用者の利益という立場から配慮していただきたい、こう思うのです。

最後に、公取委員長に要望しておきますが、この集中合併の問題、独禁法第十五条によつて、違反にならないことであるならばこれは認めなければならぬという基本的態度で表明されたのです。従来もそういうことで取り組んでこられたらうと思ふ。しかしあなたのほうで合併を認められたそのことが、あなたのほうで期待されていらない方向に一つの大きな弊害という形であつてきたという事実も、やはりあなたのほうでは十分これを慎重にお考えになつていかなければならない、こう思う。それで、現在の企業の集中度というものは非常に高くなつてゐる。あなたのほうの資料から出ておられますところの上位百社、これは資本金の総額からいまして約六十五万程度の企業の資本金は五兆四千億、これに対して上位百社が二兆一千億、系列化された企業、これを含めると二兆九千億という実に膨大な集中力でございます。したがつて、先ほど私は集排法の問題について触れました。あなたのほうでは独占禁止というその命題というものを十分ひとつ踏まえて、弊害というものが大きくも出されてこないように配慮してもらわなければならぬと思ひます。それから再販価格の問題にいたしましても、これは方向として、あなたが指定というものと慎重に取り組んでいくという態度は、私もそれなりに肯定をいたします。そういう態度でなければならぬと思いますが、同時にやらなければならぬことは、やみ再販をどうするか、この弊害を積極的に除去していくという態度でなければならぬと思ふ。それについては、私が先ほど触れましたやうないろいろな問題点もあるであらう、こう思ひます。いわゆる人的問題もあるであらうし、ある

いは管理価格の問題に対する審判の問題、あるいはその他そういう管理価格というものを十分意見を交換する、これに接近するいろいろな技術的な研究というものもなされなければならぬであらう、こう思うのです。十分それらの点に対して一そう積極的なかまをもち、公取に期待されているこの役割を十二分にひとつ發揮していただきたいということを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○天野委員 板川正吾君。

○板川委員 独禁法の改正に関連しまして公取委員長、総務長官その他に若干伺いたいと思ふので

まず公取委員長に伺いたしますが、実は公取委員長に当委員会として正式に意見を聞く機会には、まああつたからして正式に意見を聞く機会には、北島公取委員長が就任早々のときに新聞等の報道によつて、実は私も非常に気にかかるところが、あつたのであります。それは、話せる公取委員会を目ざす北島武雄氏、こういうふうな、たいへん話せるんだ、そして見出しが、独禁法は弾力的に運営するのだ、産業政策との関連を重視したいのだ、こういうような見出しがあつて、新聞に報道されております。こういう新聞報道の印象から見ると、新任の北島公取委員長という方は、独禁法を財界の批判の方向にたえて弾力的に運営し、まあなかなか話せる公取委員長にならうと思ひてゐるんじゃないかというふうな印象は私も受けておつたのであります。これは非公公式な報道ですが、私も気にはしております。ところが今回の公取委員長として初めてのごあいさつの中に「このような複雑かつ困難な経済情勢のさなか、独占禁止法の審判としての大役をお引き受けしたわけでありませうが、独占禁止法が、自由主義経済の基本的法制であることにかんがみ、まことにその職責の重大なるを痛感いたしております。この上は、従来どおり独占禁止法の厳正な運用をはかる」のだということが正式に述べられております。渡邊前委員長は、非常に独禁法というものを

国民にわからせる努力をされた方でありませう。渡邊さんはある意味では、独禁法ができて今日まで独禁法と国民生活というものを結びつけた方であらうと思ふのです。非常にりっぱな方で、他界されたことはわれわれまことに残念であると思ふのですが、そのあとを受けて北島委員長がどうやるのかというのを不安を持っておつたのであります。正式に「厳正な運用をはかる」ということですから、大いに期待しておるわけでありませう。今後ともひとつまず御健闘を願いたいということに要望して質問に入ります。

まず第一は、今回の独禁法の改正について、改正の理由の要点はどこにあるのでしょうか。これは総務長官から説明してください。――総務長官お

りませうから、それではこれはいすれ総務長官に來てもらったときに質問いたしますが、今度の改正案の理由の中に、四十九国会の附帯決議の趣旨を尊重して「物価対策として違法な価格協定等の取り締まりの強化並びに再販価格維持行為及び管理価格の実態の調査とその対策の強力な推進をはかり、あわせて、中小企業対策として特に下請代金支払い遅延防止に関する業務の強化をはかる」こういう趣旨で定員の増加、それからもう一つは広島に支所を設けるという改正案が出されたわけでありませう。

私がこの際言いたいのは、このほか公取の任務としては、不当景品及び不当表示の防止の運用の強化等もあるんじゃないか。さらに国際契約の監視という仕事もあるんじゃないか。歩積み、両建てあるいは不正取引等々、まだまだ公取として陣容を整えて積極的に取り組む課題があるんじゃないか。それが今回の人員増加の中には組み込まれていないんじゃないか、こういうことを一応聞いておきたいと思ふのです。一体この三十三人程度で公取が国民から期待されておる仕事が完遂できるかどうか、これは公取委員長に聞くのはまづいいのだけれども、一応聞いておきましょう。

○北島政府委員 私、公正取引委員会に参りまして、公正取引委員会の仕事の内容及びその機構、

定員等について一応調べてみたのですが、どう考
えても公正取引委員会のなすべき仕事の質と量に
比べて実際の人員が少くないということをごさ
いまして、ことに下請関係の下請代金支払遅延等防
止法というのは非常にいい法律だが、残念ながら現
在の人員でできるかどうかという不安を非
常に持ちました。聞いてみますと、実際十分な状
態とは申せないということをお見せしたのであ
ります。さらにまた、先ほど申しましたように、
再販売価格維持契約の調査についてもたった二人
しか働き手がありません。あるいはまた違法な価格協
定その他独禁法違反事件の取り締まりについても、
全国合わせて七十人ぐらいいないというこ
とでございます。これは何とかしてひとつ四十
一年度においては定員の相当大幅な増加を要する
必要がある、こう考えまして、四十一年度の予算
折衝に際しましては、特にその点に力を入れまし
て復活要求も六、七回いたしました。最後に七回
ぐらいの復活要求で三十人までやういったわけ
であります。私どもの希望から当初要求は五十七
名でございましたが、それに対して予算的には三
十三人、他の役所に比べても相当認められては
おるわけでございますが、実際に私もがやる仕
事、理想形態を考えてみますと、とてもやはりこ
れでは足りないという感じでございますが、当
面実行する段になりますと、実人員三十人とい
うのは充足が非常に大きな問題でございます。そ
ういふ点も頭に入れて、本年はとにかく三十名程
度で、その陣容をフルに活用して公取の機構を充
実させていきたい、こう考えております。

カルテル価格は一応カルテル価格、管理価格と
いうのは、いわゆる寡占状態において協定を結ぶ
必要がなくとも価格を維持することができ、ある
いは引き上げることもできるし、下げないことも
できる、こういうような管理された価格という前
提で議論してみたいと思うのですが、独禁法で
は、カルテル価格については、これは違法だとい
うたてまえをとっております。管理価格につ
いては違法だという規定はありませんか、ないで
すか。

○北島政府委員 いわゆる管理価格——寡占的業
態に見られるわけでございますが、その管理価格
自体を取り締まるという規定はないわけござい
ます。ただ、管理価格が行なわれているのが業者間
の協定で行なわれているれば、これは独禁法違反と
いうことになる。それから再販売価格維持行為等
が行なわれておれば、これはまた不正な取引方
法として独禁法違反ということになる。あるいは
新規企業が入ってくるのを妨害するというような
ことになれば、また不正な取引方法になるとい
うことでございます。それぞれ事態に応じて独
禁法に触れるかどうかという問題になってくるの
であります。一般的に管理価格なるがゆえに独
禁法違反ということにはならないわけございま
す。

○板川委員 確かに独禁法から言うと、この管理
価格については二条の五の私的独占にも当てはま
らないですね。二条の五の「この法律において私
的独占とは、事業者が、単独に、又は他の事業者
と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法
を以てするかを問わず、」までは大体いいと思
うが、「何の事業者の事業活動を排除し、又は支配
することにより、」という点からいって、管理価
格は二条の五の定義には当てはまらない。また二
条の六の不当な取引制限にも当たらない、取引制
限じゃないですから。そうすると、二条の七の五
号ですね。「自己の取引上の地位を不当に利用し
て相手方と取引すること。」経済的な優越した地位
の乱用ということが、一番ひっかければひっかか
り得るところじゃないか、そう考えるのです。こ

れは頭の中に入れておいてください。それはなぜ
かというと、独禁法の趣旨は、私的独占を禁止す
ることには間違いない。それを多数のものがカル
テルを結んで、たとえば繊維関係にしろ何十社、
鉄鋼関係にしても、百社近い、そういう多数のも
のが協定を結んで価格を維持すること、これはい
かぬというのです。しかし四社か五社の寡占状
態において、協定を結ばなくたって、協定を結ん
だよりも強力ないわゆる価格維持ができる、値
上げもできる、こういう状態にあるものを、独禁
法で私的独占に当てはめないというのには、私は独
禁法のいわゆる法の精神からいうと若干不備じゃ
ないかなと思うのです。本来なら私は、管理価格
というのは当然独禁法で規制し得る対象になつて
いいのじゃないかと思うのですが、どうですか。

○北島政府委員 そういうお話もございしますが、
現行法ではどうも入らないのじゃないか、私
はそう考えます。

○板川委員 現行法で入れるとすれば、さっき
言った二条の七の五号ですね、いわゆる経済的な
優越した地位の乱用、こういうことになるだろう
と私は思うのです。この解釈を拡大すればなり
得るのじゃないか、こう思うのです。管理価
格について取り組んでくれるというのですから、
これを大いに期待するわけですが、どうも管理価
格に対する——管理価格は私的独占として取り締
まりの対象に入るべきであつて、それには二条の
七の五号でいいじゃないか、こう思うのです。

それで社会党は、さきに市場支配的事業者の経
済力乱用規制に関する法律ですか、それを出した
ことがあるのです。いまも物価対策特別委員会の
小笠委員長と話し合つたのですが、やはり貿易自
由化になつて、国際的な競争力も持たなくちゃい
けない。そうすると、ある程度企業が大型化し
て、そして競争力を持つようなことになる。企業
が集中して大型化して寡占化してくると、そこに
私的独占、この独禁法の趣旨にいう私的独占が行
なわれる。これを何らかの形で規制することが独
禁法に明確でなければ明確にされることのほうが

いいじゃないか。私的独占、それから寡占状態に
よる私的独占、たとえば一定期間における報告を
聴取して、寡占状態における、管理価格をもつて
私的な独占をはかつておつた場合には、それに公
取が勧告なり、言うことを聞かなかつた場合には
その事情を付して公表するなり、こういう制度を
考えられることが必要じゃないか、こう考えるの
ですが、どうでしょう。

○北島政府委員 これはたいへんむずかしい問題
でございます。アメリカでも実はこの管理価格の
調査は相当こつておるようであります。アメ
リカの上院の委員会、キフォーバー委員会です
か、これはいまから数年前、もつと前からでし
う、管理価格の調査を、じつくり腰をつけてや
つておりますが、なかなか結論が出てこない。そ
れからまた市場支配的事業者の地位の乱用という問
題、これはまた現在の西ドイツの競争制限禁止法
とかあるいはまたEECのローマ条約の八十六条
ですか、にも規定があるようですが、実際となる
と実にむずかしいようであります。ドイツにお
いても市場支配的事業者の地位の乱用というこ
については、どうも実効があつてないというよう
な話も聞いております。こういう点は各国の法
制、それから実際の取り扱いなども今後十分調査
して取り組んでみたいと思ひます。

○板川委員 むずかしい問題ですが、ひとつ法制
的に十分取り組んでいただきたいと思ひます。
それから実態はひとつ早急に調査して報告を願
ひたいと思ひます。

それから次に、再販売価格維持契約の問題であ
ります。いま中村委員からも若干質疑があつた
が、私は別の角度から議論してみたいと思ひ。こ
の再販制度の概要をちょっと説明していただき
たい。

○北島政府委員 再販売価格維持契約は、御案内
のように独禁法第二十四条の二で昭和二十八年の
改正のときに加えられたものでございします。こ
の考え方は、先ほども中村委員の御質問のときにお
答え申し上げましたが、結局商標制度の発達に伴

って、メーカーの商標というものを重んじる必要がある。結局あるメーカー品が売れている場合に、それは小売店の努力よりもメーカーの商標で売れている。メーカーが末端におけるところの価格、それから品質自体についても直接責任を負うべきだという考え方でございまして、こういう商品はえてしてまた、小売店においておとり販売に使われやすい、優秀な有名なメーカーが宣伝している有名な商品でございまして、消費者はだれでもわかる、そういう商品をおとり販売に使ってそうして消費者をおびき寄せる、こういうことになりまして、小売店間の秩序が乱れる、場合によってダンピング等の問題も起こすわけであります。そういう見地、メーカーののれんの保護、それから小売店のそういったおとり販売に使われることなどの防止、さらにひいては、消費者の利益のためにもということで設けられておるわけでございまして、したがって、要件としては、その品質が一樣であることを容易に識別することが出来る商品ということになっておりまして、しかもその商品は一般消費者により日常使用されるものであること、もう一つ、当該商品について自由な競争が行なわれていること、これを条件にしまして、公正取引委員会が商品指定できることになっております。この商品については、再販売価格維持行為が行なわれても、これは独禁法に違反しない、こういうわけであります。

それからなお著作物につきましては、公正取引委員会が指定しなくても、法律上当然である、こういうふうになっておるわけでございまして、再販売価格維持契約の考え方はそういうものであるが、これは昭和二十八年にできまして、当初はあまり利用されておらなかったのですが、再販売価格維持契約というのは、実際実行するのはなかなかたいへんなことで、小売店をしっかりとつかんで、そうして小売店が安売りました場合には、出荷停止などができるわけでございますから、そういった監視機構などもやる必要があるというふうなことで、なかなかめんどろなこ

とではございます。しかし、二、三のメーカーがこの再販売価格維持契約に真剣に取り組みまして、開拓しました結果は、非常にその人たちの業績が伸びてきた。と申しますと、もしそういった商品について、小売店間において値引きがないということになれば、小売店は安心して、お客様が買いに来たときに、これいかでですかといった出さかこうになるわけで、そういったことで伸びてきたわけでありまして、マージンもわりあい高いたというふうなことで伸びてきている。伸びてきているので、それに刺激されて、この数年来、再販売価格維持契約を自分でもやってみようかというメーカーがだいたいふえています。現に昭和三十八年末では、再販売価格維持契約を実施しております商社は四十一社、これが三十九年末には五十社、それから昨年四十年末にはそれが六十五社、こういうふうにあつております。一般消費者からすれば、いままで割引で買えておったのが、ほとんど同じようなものが、レッテルが変わって、そのとたんに値引がなくなったというふうなことで、消費者としては非常に異常な感じを持つてくるのは事実でございまして、これは昨今の物価対策上大きな問題になってきたわけでございまして、大体以上のとおりでございまして。

○板川委員 再販売制度というのは、考えてみると、これは重要な独禁法とはまっこうから相反する規定だろうと私は思うのです。たとえば本来取引の相手方、小売り業者なら小売り業者が値段をきめるべきものを、これを小売り業者の値段をメーカーがきめて売るのでしょう。ということは、ある意味では独禁法の相手の事業活動を拘束するといふ、不当なる取引制限の事項に該当する。独禁法的に言えば、この行為はいけなことです。いま独禁法で許されていますが、独禁法の基本的な流れから言えば好ましい方向じゃない。不当な取引制限に当たる性質のものですね。

それから第二は、販売価格を守らない者にはあなところへ売らないのだ、百円なら百円でこの薬を買わない限り売らないのだという、商品の

供給を停止することは、これは一種のボイコットになる。これまた独禁法にいう公正取引の項目に該当する行為ですね。

第三として、取引の相手方に価格を守らせることは、取引上の相手が、小売り業者がもうかっていくから、実は値引きして売りたいのだけれども、しかしこれこれ売らなくちゃならないのだというところで価格を守らせることは、優越したところの、経済行為の乱用ということにもなる。これも公正取引という項目に該当する。再販売価格は、結果においては競争を排除している、事業者の利益を確保する道に通じているのじゃないか。そういう商品があつても、実際に似たような商品があるから、たとえば薬の場合にいたしましても、あるかぜ薬を再販売価格に束縛した、これは競争があるからいいじゃないか、しかしほかの会社も全部同じように、最低百円なら百円、二百円なら二百円できめてしまえば、自由な競争がなくなるというところも考えられる。ですから、この再販売制度というのは独禁法の中心的な規定とまっこうから相反するものだ、こういう性質を持つていて、傾向を持つていて。ところがこの再販売価格を指定する規定というのはまことに十分じゃないか、こう思うのです。いま委員長言われましたように、これを指定する場合には、二十四条の二にありますが、「当該商品が一般消費者により日常使用されるものであること。」一般に使われているものであること。それから「当該商品について自由な競争が行われていること。」要するに自由な競争で、同じようなものが他で売られていけばいい。一般に知られていて同じようなものが他にも売られているのだということであればいいという要件です。こういう要件があれば届け出をすれば商品指定せざるを得ないでしょう。

いまの公取の運用から言つと、その場合には公取の再販売価格維持契約の届け出に関する規則というのがある、この規則でどういふふうな規定になつていくかというと、これはメーカーと小売り業者が契約を結んだら契約書の写しを出しなさい、

い、契約書がなかった場合、口頭で契約した場合にはその口頭の契約を文書にして出さないといふ程度のことで簡単に認められる制度を現在にとつておるのです。こういう法の不備をついて実質的にはその競争がなくなる、あるいは消費者の利益を害してメーカーの利益に奉仕するという制度になつてしまったのじゃないかと思うのです。だから現在の再販売価格制度というのは問題があるから検討するということにはなつておりますが、本来的に言つと、独禁法とまっこうから相反する性質のものですから、これを指定するにしても、あるいは指定されたものに対して、指定する場合にもっと要件をきびしくして、指定された後の監視を当然やってよいのじゃないですか。独禁法に定められた競争をしなくて済むのですから、そういう恩典を受けるのですから、書籍とか新聞とかは問題はございせんが、そうじゃなくいま一般にいわれている化粧品とか薬とかをこの再販売に束縛する場合には、もっと要件をきびしくし、そうして指定した場合については、これに対する報告なりを十分とつて、そうしてもし消費者の利益を害するようなことがあれば、さっそくそれを取り消すなり勧告するなり、こういう制度に持つていくべきだと思ひますが、いかがですか。

○北島政府委員 まことにございまして、公正取引委員会が指定した商品については、契約が成立してから三十日以内に届け出るだけでよい、しかもその届け出規則が私ども考えましても残念ながら非常に不備であります。ただいまのところ届け出規則を改正することを検討いたしております。契約を受けたら届け出るといふその届け出の内容もいままでと違ひまして、その後の状況をフォローできるような届け出を徴することにしたしております。そうしてもしそれが不当に消費者の利益を害することになれば、除外例があるのですから、それをさらにはずせるわけでありまして、そういう方法も用いていきたいと考えております。

○板川委員 いまの再販売維持契約制度というものは、そういう意味で非常に重要な独禁法の除外を簡単に認める、こういう制度になっておるのでも、ぜひともこの点は早急に検討して対策を立ててもらいたい、こう要望いたします。

それから、時間がありませんから先を急ぎます。下請関係でございます。昨年、下請代金支払遅延等防止法が改正になりましたが、その改正後の運用状況についてひとつ報告をしてもらいたいと思います。

○竹中(喜)政府委員 昨年の改正法案が施行されましたのは七月十日でございます。私のほうで説明会を開いたり、あるいはパンフレットをつくってこれを配布する、それから中小企業者の団体あるいは親事業者の団体に對しまして、改正の趣旨を徹底させるように文書を送りまして、新法の普及につとめました。それで最近の下請代金の支払いの状況がどうかということでございますが、三十九年の十月から昨年の七月までに四回の調査をやっております。その調査の結果を見ますと、滞留月数は四十一年の一月とほとんど変わりはありません。それから手形払いの占める比率は多少よくなっておりますが、通常百二十日以上の手形を振り出す親事業者の数は四十一年の一月に比べまして相当ふえております。それに四十年度の四月から十二月、昨年の四月から十二月までに私のほうで千二百六十五の親事業者を調査いたしましたところ、その結果は十二月末日で違反の疑いのあるもの四百五十四ございますので、これに立ち入り検査を行なうことといたしました。この間下請業者からの申告は十八件でございます。四月から十二月までに立ち入り検査を完了したのは百七十件でございます。その百七十件のうち、法七条による勧告をしたものは十五件、行政指導による改善の促進方を命じたものが九十二件、それから不問が六十三件ということになっております。それから十二月末でその後の監査をやっておりますのが三百四十一件ございます。それから御承知のように入下請事業者団体十八を協力団体にお願する

とともに、本年度に入りまして、各地の下請問題についての学識経験者五十名を下請取引改善の協力委員としてのような名前で、下請取引改善のために公取との連絡のための仕事を委嘱いたしました。先般もこの方々と会合したわけでございまして、昨年議員修正もございまして、法律自体非常に強力なものになりましたので、この趣旨を徹底させ、その趣旨ののっとって法律を運用していきたいと考えております。

○板川委員 昨年の改正法がありまして、問題の注文書を文書で親会社は出さなくちゃいけないということも明記しました。いままでは口頭でもよかったのですが、いまは口頭であるうが何であらうが文書で出す。それから支払いの期日はその給付を受けた日から六十日以内に支払いをするべし、これを明確に——これは従来も大体そうでしたのですが、明確にし、さらに割り引き困難な支払い手形は支払いとみなさないと、これを、これは改正ではっきりしました。通常の金融機関で割り引きできないものは支払いとみなさない。通常の金融機関の割り引きというのは、大体手形百二十日程度である。もしそれより遅延した場合に日歩四銭の利率を支払うべし、これは従来も規定がありましたが、今度は明確になったために日歩四銭の利率を払うことがはっきり区切りがついたわけですね。そして文書を保存する中で遅延利息を払ったか払わなかったかということも記入しておくようになったと思うのです。こういうふうな、まあたいした改正ではないが知らぬが、しかしその運用を適正にすれば下請業者に対してはこの法改正というのは相当恩典になったのだらうと思うのです。ところがいまの報告を聞くと、昨年の法改正直後でありますからまだ十分な成果はあがっていないけれども、下請代金の滞留月数はたいしてかわりはないとこう言う。さらに報告を見ると、百五十日以上の手形というものが相当枚数やはり出ておる。どうもこれから見ると、せっかく下請代金支払遅延等防止法ができたが、しかし運用が十分じゃないのじゃないか。まあこれはもっと

厳正に適正に運用を指導すれば支払い状況の改善があるのじゃないか、こう思うのですが、一体公取はいるの若干人ふやした程度でそういったことができるかどうか、伺いたい。

○北島政府委員 全くお話のとおり下請代金支払遅延等防止法につきましては昨年の七月改正後私ども努力いたしておるのでございますが、何ぶんにも現在のところでは人員が非常に手薄でございまして、思うようにいっておりません。ただ来年度になりますと、この点相当の改善がある見込みでございます。私どもひとつ新しい陣容をもちまして、どしどしこれを実行していきたいと思っております。しかし何ぶんにも約一万をこえると思われ親事業者に對しまして、来年度新しい陣容を持ちまして約四千の親事業者にしか書面の定期調査ができないという状況でございます。これはぜひとも年々率を高めていかなければなるまいと思っております。来年度はさしあたり、昭和四十四年度二千五百の事業者に對しまして書面調査を実施いたしますが、今度は六割増の四千に実施したいと思っております。書面調査をやればそれだけのことは出てまいります。まず書面調査の範囲を拡充して、そうして立ち入り検査をどしどしやっていきたい。それに基づいて勧告なり行政指導をやる、こういうふうに考えております。御承知のとおり現在の人員では非常に手薄でございます。

○板川委員 公取の事業の中で下請代金関係の事業というのは相当仕事の量が多いようですね。これは全国的にまたがっている。しかも親会社が全国で一万二千以上ある。これに対する子会社を数えたら無慮数万ということになるのだらう。十万をこえるかどうか知りません。とにかく親会社だけ一万二千を数えるのですから、子会社を入れたら数十万かもしれない。いずれにしてもこの下請代金の支払いを適正にさせるということは、政府の中小企業対策の上からいっても重要なことだと思います。ところが今度六人ふえて十三人が十九人になる。いま委員長のお話ですと、従来調査二千五百件くらいのやつを六割ふやして四千件くらいにし

たいというのですが、どうも私は調査の方法が、親会社から報告をとってそのうちの手抜かりのあったもののうちから一割か二割抽出してその立ち入り調査をするということになっておるようであります。どうも親会社から調査をとるということとは、私はまあこれは加害者から調査をとって損害の程度を調べるようなものであって、本来からいえばこれは被害者である下請業者を調べて下請業者の調査を待つて親を調べるというならある程度わかる。ところが下請会社というのはこれも何十万ということになって、とても公取の手には負えない。ですから、せめて親会社を毎年一ぺんぐらい全部立ち入りなら立ち入り調査をし指導ができるというふうなことになるまいかと、どうも加害者の報告をとって調査して、そのうちからしかるべく調査していくというふうなことは、下請代金支払遅延等防止法の趣旨を完全に生かすということではできないのじゃないですか。それから考えると、いまの公取の陣容で下請関係のものを十三名から十九名にする、こういう程度では、実際は運用の適正というものはできないのじゃないですか。どうですか。

○北島政府委員 お説のとおり、まだ不十分だと思っております。

○板川委員 この下請代金の問題は、いずれ中小企業の諸法が出ますから、その際にまた公取に對して詳しく質問いたしますが、とにかくいまの公取の下請代金支払遅延等防止法の運用というものは全くなまぬるものであって、こういうものを抜本的に改正しなくちゃいけないのではないかと、私はこう思います。

次に移りますが、不当景品類及び不当表示防止法の運用について、公取に伺います。最近、はでな景品販売がまた復活しておるようであります。以前は、トリスを飲んでハワイに行こうとか、オーシャンを飲んでロンドンへ行こうとか、こういうような宣伝がありました。しかし不当景品類及び不当表示防止法が制定されてから、そういういった過大な広告というものはなくなってきたのです。

が、最近また新聞広告などで、でかでか類似の広告を見るのであります。公取はこうした不当景品類及び不当表示防止法の運用から考えて、最近の景品販売についてどういうふうな考え方を持っておられますか。

○北島政府委員 不当景品類及び不当表示防止法が制定されて、これに基づきまして不当景品類の取り締まりを実行するようになったのでございますが、これによりまして、最近はこの法自体に関する限り過大な景品というものは少なくなつてきているのではないかと思います。ただし目につきますものは直接この法律には触れないと私どもは解釈されるのであります。この景品類は取引に付随して相手方に提供するものでなければならぬのでございますが、実際にテレビやラジオで行なわれているのは、買入人買わない人を問わず、一般的に聴取者あるいは視聴者に対して募集をして景品をやつておるといふ関係が相当目映るのでございます。この点は、残念ながら現在の不当景品類及び不当表示防止法の規定上ではちよつと規制が無理ではなからうか。この規制される範囲内に関する限り、現在は相当直つてきておると私は感じております。

○板川委員 これは不当景品類及び不当表示防止法、この法律を審議するときに議論になったのですが、第二条に商品の取引に付随して、とこういふことが規定されております。だから、商品を買入。買ったものから何かを出して懸賞をつけるというところは、この法律にひつかかる。ところが直接買わなくてもいいが、実質的には買わなければできないような、直接のひっかけは付随してはないが、実質的には付随せざるを得ないような販売方法で、最近新聞等で非常に大きいいわゆる誇大宣伝、広告をしておる。これはどうも不当景品類及び不当表示防止法の精神からいって、法律が不備だと言へば若干不備でしょう。しかしこの精神からいって、わずかの物を売って、たとえば洋服類を売って香港へ連れていくとかハワイへ連れていくとかいうような性質の売り方というのは、

この法律を制定した趣旨はそういうものではなくて、ウイスキーを売るなら、いいウイスキーを大衆に売るようにしたいいいじゃないか。そういうウイスキーを飲むことによって、外国へばく大な金をかけた旅行招待というの、やはり好ましい売り方ではないのか。しかし品販賣といふのは、それをあくまでもやめさせるといふわけではないから、一定の限度を設けるといふことでこの法律ができたのだ。ですから取引に付随してという法律規定がありますが、実質的には付随と同じような条件でやる。脱法的な抜け穴を通過してやつておるようなものは、この精神からいっても、好ましいことではない。これはひとつ不当表示法の付随してのところを若干改正する必要があるんじゃないですか、どうでしょう。改正して、あまりわずかな物を売って、えらい遠くのほうまで招待するような販売方法というのは好ましくないもので、やはりやめさせる方向にいったほうがいいのではないかと思うのですが、どうでしょう。何か自主的にやつておる方法があるでしょう。公取で調べているのがあつてしょう。事務局長、ちよつと事例を言つてください。

○北島政府委員 とりあへず私からお答えいたしますが、ただいまお話の中にございました買入なければならぬようにさせるということになると、これは取引に付随してということに解釈できると思ひます。ですから脱法的なものはこれで取り締まると私は思ひますが、そういうものにつきましても実態をよく調査いたしまして、できるだけ脱法的なものであれば、必ずこの中に触れるのだ、こういう考えで運用してまいりたいと思ひます。

○竹中(喜)政府委員 ちよつと補足して申し上げますけれども、昨年懸賞の告示を改正いたしました。いわゆる優等懸賞広告、商品名を募集するとか写真を募集するとか、そういうものを規制の対象にしたわけでございます。それから板川さん先ほどおっしゃられました洋服で香港というお話がありましたけれども、いま

の不当景品類及び不当表示防止法で、一定の地域のものがある場合、それから一定の業種のものがある場合は、一万円か二十倍か、いずれか低いほうで十万円まで上がつておりますので、これはそれに基づいてやつたものと考えます。

○北島政府委員 いま事務局長申し上げましたのは、一万円が十万円になったということではなくて、地域的に業者が連合してやる場合は十万円までいいということでありまして、それによりまして、ただいまのお話のように、洋服業者が連合してそういうことをやるならば、十万円までいいわけですから、香港へも行けるということになるわけでございます。

○板川委員 何か新聞でウイスキーのことが出ておつたね。直接じゃないのだけれども、まあいい。いづれにしてもこの不当景品問題も、どうも脱法的な行為があるように私は思うので、これはひとつお互いに具体的なものををつかんで議論してみたいと思ひます。

それから最近土地屋が誇大宣伝を——取り締まりが幾らかきびしくなつて、紙上をにぎわしておるのですが、最近の土地屋の欺瞞的な誇大宣伝の取り締まり状況は、どういふ状況ですか。

○北島政府委員 消費者を欺瞞して不当に誘引する不当表示につきましては、この不当景品類及び不当表示防止法制定以来鋭意取り締まりに当たつてきておるわけでありまして、三十七年の制定以来現在までに、不当表示につきまして、ことに不動産につきまして排除命令を出しましたのが四十件ございまして、それから文書により厳重に警告する措置をとつたものが百十四件ございまして、このうちで昨年の一年間でいたしましたものが、排除命令全体で四十件のうち二十一件でございます。それから文書による警告百十四件のうち四十六件が昨年の一年間にかかるとございまして、こういう不当表示、ことに不動産に関する不当表示は非常に大衆に大きな迷惑をかけるもので、どしどしこれは取り締まっていきたい、そう考えております。

○板川委員 これは都市中心で取り締まりが行なわれておるのですが、最近では地方でもやはり相当誇大広告が行なわれておるよう思うので、東京周辺だけでなく、地方の都市でもそういう点に目を光らせてもらいたいと思ひます。

時間がありませんから先へ急ぎますが、もう一つは誇大広告で、これは薬品の販売ですから、直接公取の担当ではなくなつてしまふのかもしれない。これは薬事法による厚生省所管でしょう。しかしどうも公取としても一言あつてもいいのじゃないかなと思ふ節がありますね。それはどうも薬の宣伝をテレビ等でまことしやかに宣伝しておつて、いかにもきくような宣伝が行なわれておる。しかし実際きくかきかないかわからないので、飲んでみてからにしてくれということだろうけれども、どうも薬をテレビ等ででかでか宣伝をするといふことは、やはり薬事法では誇大広告はいかぬと言つておるのだし、厚生大臣の所管でもあるだろうけれども、どうもこれは問題であつて、ちよつと誇大宣伝的なものは、一回公取でも実情を調べてもらえないだろうかという感じがします。あれは大原君がいつか議論したのですが、ダロンサンといふものは体力の回復には必要だが、しかしアンブルで飲んだダロンサンは体力の回復にはきかないのだそうですね。しかしテレビの説明を見ると、ダロンサンといふものはこういふことで必要であつて、そして疲労の回復なり肝臓にはまことにきくのだ。ダロンサンそのものはきくのだそうだけれども、飲んだものが必ずきくとは限らないのだそうですね。ところがいかにもその飲んだものがきくかのごとく宣伝する。そこに見る人をしてきくかのごとく誤認を起させる。こういう宣伝といふのは、やはり不当表示防止法のたてまえからいって問題じゃないかと思ふのです。これは関連したものですから、ちよつと申し上げておきます。

そのほか最近公取でみやげもの屋の不当表示も取り締まるということが出ておりますから、ひとつしつかりやつてもらいたいと思ふのです、確か

に私も例があるのですが、別府からザボンツけを送られた。大きなかごへ入って山盛りになっておる。山盛りになっておるから、これはずいぶんたくさんあるのだらうと思つて見たら、かわ一枚しかなくて、山の下はみんな紙が浮き上がつておつて張りつけてあったのです。送つてくれた人は、これは意外と安いし、おいしうだからというところであらうけれども、もらつてみると、何かペテンにひつつかつたような感じがしますね。こういうみやげもの屋というのは、観光地なんかにかかせたりという結果になるので、ぜひひとつこの取り締まりにも公取はしっかりとやつてもらいたいと思ひます。

それからもう一つ、鉄鋼の公開販売制度というものに対して公取は一体どういう考え方を持っておりますか。

○北島政府委員 鉄鋼の公開販売制度は、たしか昭和三十三年に始まつて、その後三回程度変更ありまして、現在いわゆる安定公取というものが実際に施行されているわけでございます。これに對しましては、たしか公正取引委員会といたしまして、それが起こりました当時通産省から御教示を受けまして、その御教示を受けました結果、やむを得ないということが公正取引委員会でもこれを承認した経緯があるようでございます。しかしその後、行政指導による勧告短は一般的に好ましくないとということで、公正取引委員会は終始行政指導による勧告短の廃止を主張してまいりました。そういう関係もからみ合ひまして、この鉄鋼の公取制度については再検討すべきものがあるのではないか、こういうふうには最近も考へております。

○板川委員 重工業局長に伺いますが、この公取制度の目的、それから制度の概要について若干説明をしていただきましょう。

○川出政府委員 先ほど公取委員長から話がありましたように、三十五年から現在の鉄鋼価格安定対策要綱に基づく行政指導としていわゆる公取

制度が行なわれておるわけでございますが、その目的は、鉄鋼は基礎商品、たとえばエネルギーみたいな基礎商品でございます。またそれを生産している産業は、いわゆる基幹産業といわれておるわけでございますが、この価格が低位に安定をすることが、鉄鋼産業のみならず、関連産業のために必要だと存じますので、そういう行政指導をするために設けられたものでございます。

鉄鋼製品の中で数品種を選びまして、たとえば小型棒鋼、中型棒鋼、中型形鋼、厚中板、薄板、線材等でございますが、この先物につきまして公に販売する価格、それから販売する数量を通産省に届け出ることにしておるわけでございます。それに伴ひまして価格がみなにはつきりわかるようにし、どのくらいの数量を各事業者が販売するかということが、需要者を含めた委員会と協議された上届けられることになっておるわけでございます。

目的は、ただいま申し上げましたように、鉄鋼価格の低位の安定をはかるということでございまして、実際の運用は、最近鉄鋼の需要が、過去に比べますと伸びが停滞しておるものと同時に、供給能力のほうが非常にふえてまいつたものから、実勢価格のほうは届け出られた価格よりも相当下回つておるという実情でありまして、そういうような点も考へまして、私もこれもこれはひとつ再検討をしたらどうかという考へを持っておりますのでございます。

○板川委員 公取制度がとられて、これは三十八年からの資料しかありませんが、届け出価格に対して市中価格というのは相当の開きがありますね。これは大体初めから開きがあつて、市中価格よりも若干高目に届け出をしておるのだらうと思ふのです。公取制度の目的は、価格の著しい変動を防止するのだ、あるいは低位な安定をはかつて経済の発展に寄与するのだ、こういう目的のもとに行なわれたと思う。しかし、これは届け出価格よりも安いから低安定ということになるかもしれないが、そういう目的で行なわれておる。しかし

運用は、販売価格、生産数量を届け出して、そして市況対策委員会というのを設けてお互いに監視し合うのだというふうなやり方ですね。実質的に届け出価格と市中価格というものは相当の開きがあるし、あまり効果がないなら、この際こういうたカルテルを温存するあるいは培養するようなものならば、やめたほうがいいのじゃないか。しかし鉄鋼のような基幹産業を、この前も言いましたように野放しにしていけないわけじゃない。最近も、設備関係から業界でいろいろ議論があるというところも報道されておりますが、やはり基幹産業に一つの秩序を持たせたいというならば、設備の問題といふ価格の問題といふ、法的な規制に基づいてやらせたほうがいいのじゃないか。この鉄鋼公取制度といふのをやめる。しかしやめるについては、将来の一つの産業の秩序ということのために、たとえば鉄鋼業法のようなもので設備の関係を調整するといふような、一つの基準に基づいておやりになったほうがいいのじゃないか。いまの制度は、何も法律的には根拠はない。だから公取としては、こういう制度はやはり好ましくないと云々ざるを得ないのです。これはこの前と議論がやや似てますけれども、この前も言ひ漏らしたから取り上げてみたのですが、どうですか。

○川出政府委員 公取制度は御指摘のとおり行政指導でございます。現在までの運用におきましては、値段が高騰します際に勧告を出して増産させ、値段が低落するように運用し、非常に下がりました場合には減産の指導をしておるわけでございますが、確かに御指摘のような問題がございます。なお鉄鋼につきましては、設備投資のあり方の問題あるいは価格の安定の問題あるいは輸出秩序の問題等、非常に広範な問題がございますので、ただいま御指摘のような問題を含めまして、近く産業構造審議会の中で鉄鋼問題の基本的な問題をとり上げてあり方を検討する準備をしております。

○板川委員 独禁法の改正に関連して人員、仕事等の点については総務長官にいずれ来ていただきたい。総務長官に質疑をしたいと思ひます。独禁法の運用に関する質疑は、本日は私はこれで一応打ち切ります。

なお、山崎委員の関連質問があるそうですから……。

○山崎(始)委員 ちょっと関連質問をしたいと思ひます。時間もだいぶ過ぎておりますので、五分か十分で……。

いま板川委員から、誇大広告の取り締まりに関するお話が出ました。たまたまいま薬の広告のことを板川委員が論及されたのでありますが、私自身も、これは平生から日本の薬の広告くらい、宣伝くらくさしく感じたことがないのであります。たまたまいまグロンサンの話が出ましたので、私三年ほど前に調べた記憶がございますので、一言この際委員長の御見解を聞いてみたいと思ふのです。それは厚生省の所管になると思ひますが、あなたのほうはいまの誇大広告の取り締まりに関する御当局になるわけなんです。グロンサンといふものは、私が三年ほど前に調べた経験からいいますと、絶対にききません。これはしるうが言ふのじゃございせん。私は興味を持っておりまして、実は日本でも肝臓に対する大家、流行性肝炎に対しては世界的な大家がおります。私は名前を言うのは伏せておきますが、端的に申し上げますと、その研究室に行つて見ますと、各薬会社からそういうプロフェッサーに對しては、薬を使つてくれといつてたくさん無料の寄贈があるのであります。この人の説からいいますと、グロンサンといふのはアルコールとカフェインだけでございます。これは絶対きかないのです。これはあなたの所管ではございせんが、ここに日本の厚生行政、特に薬事行政に対する非常な大欠陥があるのであります。といひますことは、日本の薬事行政といふものは薬の免許、許可をおろすのに、毒にならなければおろすということでありまして、言いかえますとハツカネズミがい

まさに肝臓で死なんとしている。それに持っていつてグロンサンを注射いたしますと、このハツカネズミは生き返るのであります。この現象から見ますと、なるほどいいところなる。ところがグロンサンでなくて蒸留水を注射いたしましたも、生き返るのです。ところが日本のいまの薬の新製品に対する免許、許可の基準というものは、毒にならなければおろすというのが基本的な厚生省の態度になっておるのであります。いま水をやっても生き返る。この一点をごらんになりましてもおわかりになるように、要するにきかないということなんです。そんなきかないグロンサンを並べて売っているが、私三年ほど前の調べです。から、多少数字の間違ひがあるかもしれませんが、小売りの価格は百円くらいだと思つて、それが実際は小売り屋が割り引きをして、六十円か何ぼかで売っておるのじゃないかと思つて、原価を調べてみますとアンブル代と中身で五円六十銭、宣伝費が驚くなら三十七円です。公取の委員長に私がよくお考え願いたいことは、三十七円の宣伝費です。一体テレビや新聞広告で、あるいはグロンサンの会社がスポンサーとなつて、民放をただで見せてもらつておるが、實際言いますと、高いものを見ておるのです。外国の例を見てみましても、あの自由主義経済の、資本主義の最も典型的なアメリカですら、薬の広告は禁止しておるはずなんです。ただ日本では医師会、アメリカの医師会に相当するところの雑誌その他機関誌へは出していい。一般のものへは出しちゃならない、広告しちゃならないということにたしかになっておるはずであります。ところが、日本は、御存じのように、いまも言いましたように、きかない薬でも毒にならなければ許可できるのだということで、約三年ほど前の日本の薬会社というの約一千社あったはずであります。ところが驚くなら、その千社の薬会社の中でほとんど数社がボスの牛耳っている。言いかえますと、薬品会社の大手というものは、日本の政治界まで牛耳っていると言つても過言ではないと私は

思つておる。もとより、いわゆる民放にいたしても新聞社にいたしても、この薬の広告の収入というものは非常に大きな収入になっております。たしかいまから二年ほど前です。私、名前を言うのはこれではわかりませんが、日本の最右翼の大新聞がグロンサンはきかないということをやつと書いたことがあるのです。ところが驚くなら、どういふふうにか消えてしまつた。こういうふうにかきかないものが、しかも宣伝費の内容を見てもみますと三十六円からかかつておる。そうすると、あなたの立場における誇大広告という意味は、どういふことを誇大広告というふうな解釈をされて取り締まりの基準にされておるのか。これは私はいへんな問題だと思つておるのです。これは實際いいますと、結局いまの薬にいたしまして、中身を売るのはなくて、ムードを売つておるのであります。ききもしぬものをムードを売つて、悪くいえば国民をごまかしておる。そして高いものを飲ましておるのです。したがって、私が一点だけあなたにお伺ひしたいことは、いまも申しますように、誇大広告というものの定義なんです。私から言わせますと、法律に触れるか触れぬか知りませんが、実質的には非常な誇大広告なんです。ただ、表現上の誇大広告という解釈をされるのか、そこらに非常にデリケートな、考えなければならぬ問題があるのじゃないかと私は思つておる。ひとつお聞かせ願いたいと思つておる。

○北島政府委員 不当表示防止法第四條に「不当な表示の禁止」と規定いたしました。で、不当表示とはどういふものかということ規定しております。それをごく簡単に申しますと品質、それから価格等の取引状況、これについて實際のものまたは競争社のものよりも著しく優秀または有利であると消費者を誤認せしめるような表示ということになるわけでありまして、したがって、たとえば原価幾らのものを幾らに売るといふことでなくて、品質について實際きかないのにきくような広告をすること。それからまた、価格の面につきましても實際はこれのところを幾らに割り引くといふようなことが誇大広告になるわけでございます。

○山崎(始)委員 最後です。これでやめますが、そういたしますと、私がいままで言いましたように、品質の点に重点が置かれておることなんですが、とにかくいまのグロンサンのごとく、きかないということが事実なら、これは誇大広告になると解釈していいですね。いまグロンサンの例を出しましたが、グロンサンというものはきかないのだ、さっきの話を私ちよつと言ひ落としてしまつたが、そのお医者さんのごときは實際の患者には一本も打たない、飲まさない。そして研究室や医大の学生あたりが来て、おまえ酒が好きだから酒を飲ましてやろうといつて、グロンサンのアンブルをほんぽん切つてコップについて飲む。要するにカフェインとアルコールです。そういうふうにかきかないということが事実であるとするなら、いまのグロンサンの新聞広告やあるいはテレビ広告というものは、これは誇大表示だという解釈をしてもいいということになるわけですね。

○北島政府委員 ごく砕いて申しまして、きかないものをきくように広告するのは誇大広告になるわけでございます(山崎(始)委員「現実に出してゐるじゃないか」と呼ぶ)ただし、それは薬事法に規定がございまして、効能効果に関する誇大広告は薬事法で取り締まることになっております。もちろん不当表示防止法のほうも適用になるわけでありまして、ただし、薬関係につきましては、残念ながら公正取引委員会はそのスタッフもございませぬし、知識も全然ございませぬ。こういうことについては薬事行政を取り扱つておる厚生省において、そしてそのスタッフを動員して取り締まるのが私は本筋と考えておりますが、現在そういうふうになっておるわけでございます。先般の衆議院の予算委員会におきまして、厚生大臣もこの点に言及されまして、薬の誇大広告はどしどし取り締まる、そうおっしゃつておりますので、實際それがそうであるように期待しております。

○天野委員長 次会は明日九日水曜日、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時六分散会